

豊橋市空家等の適切な管理及び活用に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、所有者等の責務等を明らかにするとともに、空家等の発生の予防、適切な管理及び活用（以下「空家等の活用等」という。）について必要な事項を定めることにより、市及び市民等が協力して良好な生活環境の保全及び地域の活性化を図り、もって安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「空家等」とは、市内に所在する法第2条第1項に規定する空家等をいう。

2 この条例において、「特定空家等」とは、市内に所在する法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。

3 この条例において、「管理不全空家等」とは、市内に所在する法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

4 この条例において、「管理不全な状態にある空家等」とは、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある状態にある空家等（特定空家等及び管理不全空家等を除く。）をいう。

（一部改正〔令和6年条例17号〕）

（所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家等の適切な管理を行うとともに、地域の活力の維持及び向上を図るため空家等の活用に努めなければならない。

（一部改正〔令和6年条例17号〕）

（市の責務）

第4条 市は、空家等の活用等に関する必要な施策を総合的に実施するものとする。

（市民等の役割）

第5条 市民（市内に居住、通勤又は通学をしている者をいう。）、事業者（市内で事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。）及び自治会等（自治会その他の地域で活動をしている団体をいう。）（以下これらを「市民等」という。）は、前条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなけれ

ばならない。

- 2 市民等は、管理不全な状態にある空家等があると認めるときは、市にその情報を提供するように努めるものとする。

（一部改正〔令和6年条例17号〕）

（市民等への支援等）

第6条 市は、市民等と協力して空家等の活用等に取り組むとともに、市民等が行う空家等の活用等に関する取組への支援その他の措置を講ずるものとする。

（空家等の所有者等への助言又は指導）

第7条 市長は、空家等の適切な管理を促進するため、管理不全な状態にある空家等があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該状態の是正に必要な措置をとるよう助言し、又は指導することができる。

（一部改正〔令和6年条例17号〕）

（協議会への意見の聴取）

第8条 市長は、法第13条第2項及び法第22条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項の規定による代執行を行おうとするときは、空家等対策協議会（豊橋市空家等対策協議会条例（平成28年豊橋市条例第27号）に規定する協議会をいう。）の意見を聴かなければならない。

（一部改正〔令和5年条例41号・6年17号〕）

（代行措置）

第9条 市長は、法第22条第2項の規定による勧告を受けた特定空家等の所有者等から当該勧告に係る措置を履行することができない旨の申出があった場合において、当該申出の理由がやむを得ないものであると認めるときは、当該申出をした特定空家等の所有者等に代わって当該措置を講ずることができる。この場合において、当該措置に要した費用は、当該申出をした特定空家等の所有者等の負担とする。

- 2 市長は、前項の措置を講ずるときは、当該措置に要する費用その他必要な事項についてあらかじめ当該特定空家等の所有者等の同意を得るものとする。

（一部改正〔令和5年条例41号〕）

（緊急安全措置）

第10条 市長は、特定空家等について、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認めるときは、当該危険な状態を回避するため必要な最小限度の措置を講ずることができる。この場合において、市長は、当該措置に

要した費用を当該特定空家等の所有者等に請求することができる。

- 2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置の内容を当該特定空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、当該特定空家等の所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月15日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月27日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。